

川崎市要介護度等の改善・維持促進検討委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 要介護度等の改善や維持の促進を図る仕組みにより、無理なく安心して介護サービスを利用でき、いつまでも「元気なお年寄り」でいていただけることを目的として、川崎市要介護度等の改善・維持促進検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(設置)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 介護サービス利用者の要介護度等の改善や維持の促進に関すること。
- (2) 介護サービスの質の評価に関すること。
- (3) その他必要な事項

(構成)

第3条 委員会は、別表に掲げる職にある者をもって構成する。

2 委員長は、健康福祉局に属する事務を担当する副市長をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理する。

4 委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、委員長があらかじめ指名する他の委員が、順次に委員長の職務を代理する。

5 第1項に掲げる構成員のほか、委員会が必要と認める場合は、関係者として出席を求め、意見を聞くことができる。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて召集し、その議長と

なる。

2 委員は、会議に出席できないときは、その指名する者を代理で会議に出席させることができる。

(事務局)

第5条 委員会事務を処理させるため、事務局は、健康福祉局長寿社会部に置く。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月6日から施行する。

別表 川崎市要介護度等の改善・維持促進検討委員会

No.	所属・職位
1	健康福祉局に属する事務を担当する副市長
2	健康福祉局長
3	健康福祉局長寿社会部長
4	健康福祉局地域包括ケア推進室担当課長〔地域保健〕
5	健康福祉局地域包括ケア推進室担当課長〔専門支援〕
6	健康福祉局総合リハビリテーション推進センター 企画・連携推進課長
7	健康福祉局長寿社会部介護保険課長
8	健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課担当課長